

# 特別支援学校 Vol.1

## 奈良県立高等養護学校（田原本町）

働くために必要な力を身につける教育に取り組む



### 就職率100%を目指して

校舎の周辺には手入れのいき届いた花がいっぱい

#### 就職率 100%を目指して



ども行うことにより、あらゆることが自然に実習につながっています。窓ガラスひとつ見ても清掃が行き届いているのも、その現れです。



**就職へむけて具体的に取り組むカリキュラム**

1年生の段階では、挨拶など基本的なマナーを身につけるとともに、将来の就労にむけて意欲を高めることに重点がおかれています。卒業生の進路先等を対象に事業所を見学したり、年間2回の少人数グループでの職場体験実習及び、社会参加体験を行います。

2年生になると、自分の適性や課題を把握し、「どんな仕事につきたいのか」という明確な目標をもって実習に取り組みます。進路の希望をイメージしながら、年間2回以上5日間の個別体験実習（就労を前提としない実習）に

校内をのぞいてみると、随所で生徒たちの日頃の活動ぶりが感じられます。校門に咲く手入れの行き届いた鉢植えは、生徒たちの実習によるもの。校内には農園があり果樹や野菜が栽培されています。木工室では、地元企業から依頼を受けた丸太の椅子を制作中。美術室にはアート展に出品された作品が。このほか、窯業、陶芸、被服、流通サービス、トータルワーク（福祉・手作業）など、さまざまな仕事を体験して学ぶ場が整っています。

農園でとれた野菜は、玄関前で定期的に販売が行われ、地域の人たちとの交流の場になっています。ただでなく、接客やレジ打ちなどの実習も行われています。

奈良県下の特別支援学校の中でも、選抜試験があり自力通学ができることを前提としているのが、磯城郡田原本町にある高等養護学校です。「社会自立を目標に、働くために必要な力を身につける」ことを教育目標として、1年生56名、2年生48名、3年生48名の152名が学んでいます（平成27年度）。

1年生56名、2年生48名、3年生48名の152名が学んでいます（平成27年度）。

#### 学校の中での仕事体験する



実践的な知識や技能を習得することに重点が置かれます。実習も就労を前提としたものになり、就労が決まるまで繰り返し取り組みます。

昨年度からは「就職率100%」を目指して、①早い段階から就労を目標とした社会参加体験や職場実習の実施、②専門教科の充実と校外に出ての演習の実施、③学校、教員と家庭（PTA）が一体となって、職場実習先の開拓や社会参加体験の巡回指導の取組を実施しています。企業から「障害のある生徒が本当に仕事ができるのだろうか」と心配される部分を信頼に変え、実習を通して適性への理解を進めるための努力が行われています。

職業を持ち社会参加することには、人の役にたてる喜びや誇りにつながります。平井克季教頭は、生徒たちのことを「どのような仕事をしても、社会に役立つことが喜びに感じられることがあります。」

部分を信頼に変え、実習を通して適性への理解を進めるための努力が行われています。

#### 県立高校内に分教室設置



来年度からの新しい動きとしては、高円高校（奈良市）、山辺高校（奈良市）、二階堂高校（天理市）の三つの高校内に、同校の分教室が設置されることになりました。1年生は全員が本校で学び、2年生以上は、希望に

よっていざれかの分教室に通学することになります。日々の授業は別カリキュラムになりますが、科目によっては共に学んだり、部活動に取り組むことが検討されています。これを「楽しみにしている生徒もいる」（柳田義文校長）とのこと。分教室の設置により、障害者への理解を深めることにつ

なげることはもとより、なり生徒たちにとって刺激や可能性の広がりにつながるよう、学校や先生方の取組が期待されています。



奈良県立高等養護学校  
〒636-0344  
奈良県磯城郡田原本町宮森34-1  
電話 0744-33-2626(代)  
FAX 0744-32-7289  
<http://web1.kcn.jp/koutouyouogo-nara/>  
MAIL koutouyouogo.nara@kcn.jp

# はたらく障害者応援

## プレミアム商品券

PREMIUM

250円で  
500円分の  
商品券



### はたらく障害者応援フェア

障害のある人が心を込めて手づくりした商品の販売会です。おいしいもの、かわいいもののがいっぱい!ぜひ、お越しください!!

- 9月12日(土)・13日(日)  
イオンモール大和郡山1F 北小路コート
- 10月31日(土)・11月1日(日)  
ならファミリー1F らくだ広場
- 1月16日(土)・17日(日)  
エコール・マミ北館1F セントラルコート



#### お問合せ先

はたらく障害者応援プレミアム商品券事務局  
(特定非営利活動法人 奈良県社会就労事業振興センター)  
TEL:0742-93-3244 平日9:00~18:00

## 福祉事業所 レストラン



### Cafe SUN WOOD (社会福祉法人大和会)

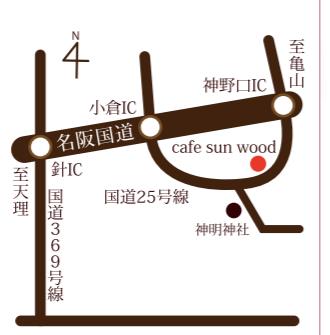
住所:山辺郡山添村三ヶ谷1812-1

営業日:火~日(定休日:月)

営業時間:8:00~17:00(ラストオーダー16:30)  
※都合により9:00~16:00の日有り

電話:0743-87-2012

アクセス:

名阪国道神野口ICより車で西南へ約2分 針ICより車で東南へ約10分  
天理駅より奈良交通バス乗車、国道神野口バス停下車徒歩約10分  
または、国道切幡バス停下車徒歩10分

Vol.3

障害のある人たちが働いている  
福祉事業所が運営しているレストランを紹介します

## Cafe SUN WOOD

(カフェ サンウッド)

名阪国道神野口ICから車で2分のところにあり、内装やテーブルに吉野杉をふんだんに使ったカフェ。障害福祉サービス事業所「セルフたいよう」で製造された、卵と乳製品を使わない自慢の食パンで作ったサンドイッチや、注文のたびに豆を挽き、ハンドドリップで入ったコーヒーなどが楽しめます。今年4月のオープンながら、すでに地元の人たちにも愛され、コミュニティカフェの一面もできました。大きな窓から見える景色も美しく、時間を忘れてゆくりしてほしいとの店の気持ちが伝わる、心安まるスポットです。

モーニングセット	500円~
コーヒー	350円
手作りケーキ	120円~
ソフトドリンク	300円~
サンドwich	520円~
パスタ	700円
カレー	650円



## 喫茶みそら屋

(きっさ みそらや)

お店の最新情報はスタッフ手描きのイラストが入った「みそらやだより」(店頭や町役場にて無料配布)をチェックしてください。  
四季折々の期間限定メニューも常設で販売しています。  
季節により開催されるイベントも魅力的。  
喫茶メニューだけでなく、同法人で作られている手作りハムやソーセージ、さおり織りの商品も常設で販売しています。



コーヒー 250円~

チャイ 300円

ぶあんのベーコンフォカッチャ 240円~

日替わりランチ 500円

季節の手作りケーキ 300円~

季節の手作りプリン 200円~

※日替わりランチは数に限りがございます。

事前のご予約をおすすめしております。



### 喫茶みそら屋 (社会福祉法人ひまわり)

住所:磯城郡三宅町伴堂848-1

(三宅町保健福祉施設「あざさ苑」内)

営業日:月~金(定休日:土・日・祝)

営業時間:10:00~17:00(ラストオーダー16:30)

電話:0745-42-2919(ひまわりの家)

アクセス:

近鉄石見駅より徒歩約15分 無料駐車場5台有



# 「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」について

厚生労働省は、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（障害者差別禁止指針）と

「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつていて、事業主が講ずべき措置に関する指針」（合理的配慮指針）を策定し、平成27年3月25日に告示しました。

すべての事業主を対象に、①募集や採用に関して、障害者であることなどを理由とする差別を禁止することなど

○対象となる事業主の範囲：すべての事業主。  
○合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの。

- 対象となる事業主の範囲：すべての事業主。
- 障害者であることなどを理由とする差別（直接差別）を禁止。（車いす、補助犬その他の支援器具などの利用、介助者の付き添いなどを含む）
- 事業主や同じ職場で働く者が、障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要。
- 対象となる事業主の範囲：すべての事業主。
- 合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの。

## 障害者差別禁止指針（概要）

### 基本的な考え方

- 対象となる事業主の範囲：すべての事業主。
- 障害者であることなどを理由とする差別（直接差別）を禁止。（車いす、補助犬その他の支援器具などの利用、介助者の付き添いなどを含む）
- 事業主や同じ職場で働く者が、障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要。

### 差別の禁止

- 募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練などの各項目において、障害者であることを理由に障害者を排除することや、障害者に対してのみ不利な条件とすることなどが、差別に該当するとして整理。

○ただし、次の措置を講ずることは、障害者であることを理由とする差別に該当しない。
例：募集・採用 イ 障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除すること。
口 募集又は採用に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。
ハ 採用の基準を満たす者の中から障害者でない者を優先して採用すること。

## 合理的配慮指針（概要）

### 基本的な考え方

- 対象となる事業主の範囲：すべての事業主。
- 合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの。

### 合理的配慮の内容

- 合理的配慮の事例として、多くの事業主が対応できると考えられる措置の例を「別表」として記載。

### 別表の記載例

\* 障害者の意向確認が困難な場合、就労支援機関の職員等に障害者の補佐を求めても差し支えない。



### 合理的配慮の手続き

- | 採用後                                | 募集及び採用時                                                    |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する。 | ・募集内容について、音声などで提供すること。（視覚障害）<br>・直接を筆談等により行うこと。（聴覚・言語障害）など |

### 過重な負担

- | 採用後                            | 募集及び採用時                        |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 障害者から事業主に対し、支障となっている事情などを申し出る。 | ○合理的配慮に関する措置について、事業主と障害者で話し合う。 |

- 合理的配慮に関する措置を確定し、講ずることとした措置の内容及び理由（「過重な負担」にあたる場合は、その旨及びその理由）を障害者に説明する。採用後において、措置に一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。
- 合理的配慮に関する措置の内容及び理由（「過重な負担」にあたる場合は、その旨及びその理由）を障害者に説明する。採用後において、措置に一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。

### 相談体制の整備

- 事業主は、過重な負担に当たると判断した場合は、その旨及びその理由を障害者に説明する。その場合でも、事業主は、障害者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮の措置を講ずる。
- 事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために、必要な体制の整備や、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知する。
- 事業主は、相談したことの理由とする不利益取扱いの禁止を定め、当該措置を講じていいことについて、労働者に周知する。など

